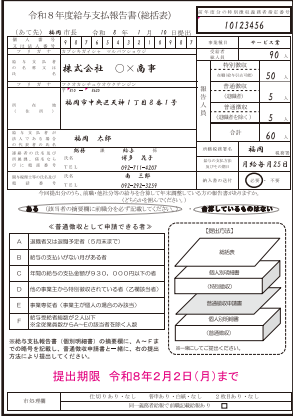


5 給与支払報告書の提出方法について


- 個人別明細書は、1人につき1枚の提出でお願いします。
- 総括表、個人別明細書、普通徴収申請書を、下記の順番に並べて提出してください。

①を表紙に、②～④の括りを上から順番に重ね、一束にしてください。


① 総括表



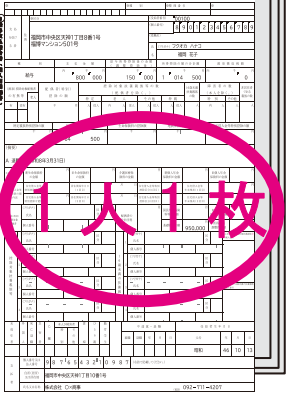
② 特別徴収分
個人別明細書



③ 普通徴収
申請書



④ 普通徴収分
個人別明細書



1人1枚

1人1枚

※書類の記載や添付漏れ等、この順に並べて提出されないと、正しい徴収区分とならない場合があります。

6 給与支払報告書（総括表）の書き方について

- 総括表は、特別徴収義務者指定番号があらかじめ印刷された「福岡市提出用 総括表※」を使用してください。それ以外の総括表を使用する場合は、余白に指定番号、特別徴収及び普通徴収の人員を明確に記載いただくよう、ご協力をお願いします。

※令和8年度の総括表については、12月頃に送付します。指定番号が印刷された総括表がお手元ない場合は、8ページの総括表を切り取って、使用してください。

※市内全区分の給与支払報告書を、必ず総括表1件にまとめて提出してください。（区ごとに分けて提出しないようにしてください。）

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|-----------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 令和8年度給与支払報告書(総括表) | | | | | | | | | | | |
| (あて先) 福岡市長 令和8年1月10日提出 | | | | | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 事業種目 サービス業 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 受給者総人員 90人 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 特別徴収 在職(給与引可) 50人 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 普通徴収 (退職者) 5人 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 普通徴収 (退職者を除く) 5人 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 合計 60人 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 所轄税務番号 福岡 税務署 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 給与支払方法及びその期日 月給毎月25日 | | | | | | | |
| 前年度分の特別徴収義務者指定番号 10123456 | | | | 納入書の送付 必要 | | | | | | | |
| 今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。 (どちらかを選んでください) | | | | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> あり (該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください) | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 合算しているものはない | | | | | | | | | | | |

●前職分等合算確認欄

今回提出する給与支払報告書のうち、前職分等の他社支払給与を合算して年末調整しているものがあれば、必ず該当者の個人別明細書摘要欄に、その合算した他社分給与について、「事業所名」、「給与支払額」、「社会保険料額」等を記載してください。

※eL TAXの場合は、必ず「他の支払者」欄に入力してください。他の欄に入力された場合は、税額が正しく算定できなくなります。

●前年度分の特別徴収義務者指定番号

提出先市町村の令和7年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。令和7年中に新設された場合は、「新規特別徴収」と記載してください。

●受給者総人員

令和8年1月1日現在において、福岡市外の受給者も含めた給与等の支払いをしている総人員数(令和7年中退職者は除く)を記載してください。

●報告人員

今回提出分給与支払報告書のうち下記の人数を記載してください。

◆特別徴収

住民税を6月から貴事業所で給与引き取りできる人数。在職の方は原則、特別徴収となります。

◆普通徴収(退職者)

退職者(または退職予定者)で、普通徴収申請書の略号Aに記載した人数。

◆普通徴収(退職者を除く)

退職者以外で、普通徴収申請書の略号B～Fに記載した人の合計の人数。

●納入書の送付

納入書が必要な場合は、必ず「必要」に○を付けてください。不要に○を付けた場合は、納入書の送付は行いません。

③⑨控除対象扶養親族等の数、控除対象扶養親族等及び16歳未満の扶養親族（氏名）の欄

特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の人数を記載してください。
 老人扶養親族の内、本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を記載してください。
 老人扶養親族（70歳以上）全員の人数を記載してください。
 （S31.1.1以前生まれの扶養親族）

（H15.1.2以降～H19.1.1以前生まれの扶養親族）

| 控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く) | | | | | | | | 16歳未満 扶養親族 の数 | 障害者の数 (本人を除く) | | |
|-------------------------|----|----|----|-----|----|----|----|---------------------|------------------|----|---|
| 特定 | | 老人 | | その他 | | 特親 | | | 人 | 特別 | |
| 人 | 従人 | 人 | 従人 | 人 | 従人 | 人 | 従人 | 内 | | 人 | 人 |
| 1 | | 1 | 2 | | | | | 1 | | | |

特別障害者の内、同居している人数を記載してください。

（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族である特別障害者の人数を記載してください。

特別障害者以外の障害者である（源泉）控除対象配偶者（同一生計配偶者を含む）又は扶養親族の人数を記載してください。

特定・老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の人数を記載してください。

特定親族特別控除に該当する方の人数を記載してください。

扶養親族で16歳未満（年少扶養親族）の人数を記載してください。
 （H22.1.2以降生まれの扶養親族）

※「従人」欄に記載された人数は、控除対象にならない場合がありますので、ご注意ください。
 「従人」欄は、従たる給与の支払の場合に、その人数を記載する欄です。

※ ③の扶養親族等の人数と⑨の扶養親族等の氏名の数は必ず一致するように記載してください。

◆控除対象扶養親族等または16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）がいる場合

- 扶養親族等の氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）について、誤りがないか確認の上記載してください。
- 16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「○」を記載し、それ以外の扶養親族が非居住者（国外居住親族）の場合は、「区分」の欄に「01～04」を記載してください。

⑥住宅借入金等特別控除の額の内訳の欄

◆住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用がある場合は、適用件数、居住開始年月日、区分、住宅借入金等特別控除可能額等を記載します。

・「住宅借入金等特別控除区分」欄には、適用を受けている控除の区分を下記のように記載します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む）

認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合

増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合（バリアフリー、省エネ、多世帯同居改修工事等）

市県民税からは、控除対象外です。

（特）…住宅等を購入した際の消費税が8%もしくは10%の場合に該当し、令和3年末までに契約が締結されているもの
 特定取得に該当する場合は、（特）を付記します。（例：一般分の特定取得該当は「住（特）」）

※記載漏れ、誤りがある場合、控除の適用が受けられません。

⑧基礎控除の額、所得金額調整控除額の欄

◆基礎控除の額

・合計所得金額に応じた基礎控除の額を記載してください。

◆所得金額調整控除額

・適用できるのは、給与収入が850万円を超える方で特別障害者の方、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する方、23歳未満の扶養親族を有する方です。控除する金額を記載し、その扶養親族の氏名を摘要欄に記載してください。ただし、控除対象扶養親族欄等ですでに記載している場合は省略可能です。

「給与所得控除後の金額」は、この欄の「所得金額調整控除額」の金額を控除して記載してください。

⑩本人該当の欄

◆本人（従業員）に該当するところがあれば「○」を記載します。

・未成年者：H20.1.3以降生まれの方

・寡婦：合計所得金額500万円以下で、配偶者と死別または離婚された方。離婚の場合には、扶養親族がいなければ該当しません。

・ひとり親：婚姻歴の有無にかかわらず、合計所得金額500万円以下で、総所得金額等58万円以下の子を有する方。

・勤労学生：令和7年中の合計所得金額が85万円以下（本人の収入が給与のみの場合、給与収入150万円以下）で、給与所得等以外の所得が10万円以下の学生

⑪中途就・退職の欄

◆令和7年中に就職・退職された場合は、「就職」「退職」いずれかの欄に「○」を付し、その年月日を記載します。就職・退職両方の事由に該当する場合は、後に発生した事由についてのみ記載します。前職分給与の合算に必要となります。

「退職」欄に記載がないと、在職者として原則「特別徴収対象者」となりますので、ご注意ください。

⑬5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号の欄

④摘要欄に退職手当のある配偶者、扶養親族等の記載をした場合、該当者の個人番号を記載してください（個人番号の前に（退）と記載）。